

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	六ヶ所村 障害者総合支援システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は障害者総合支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持に関しても含め個人情報を保護している。

## 評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

## 公表日

令和6年9月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に基づき以下の事務を実施している。</p> <p>①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費、高額障害福祉サービス等給付費の申請受理、支給決定に関する事務</p> <p>②障害支援区分の認定に関する事務</p> <p>③障害福祉サービス受給者の国保連合会への異動情報提供及び請求情報取込・確認</p> <p>④身体障害者手帳の申請受付及び進達、交付、記載変更、再交付、返還に関する事務</p> <p>⑤精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び更新、進達、等級変更、再交付、返還に関する事務</p> <p>⑥精神通院医療の申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療証の交付、再交付、返還に関する事務</p> <p>⑦更生医療、育成医療の申請受理、支給認定、申請内容の変更、認定取り消し、支給、医療費の審査支払、医療証の交付、再交付、返還に関する事務</p> <p>⑧補装具費の支給申請の受理、支給決定に関する事務</p> <p>⑨地域生活支援事業の申請受理及び認定に関する事務</p>
③システムの名称	障害者総合支援システム、中間サーバ、宛名システム、番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表の9、20、21、22、51、67、117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令【情報提供ができる根拠規定】 1. 番号法第19条第8号に基づく利用個人情報の提供に関する命令第2条の表 20、41、42、48、75、80、81、125、144の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附475番地 電話 0175-72-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月29日	関連情報 評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 福祉部門 福祉課	六ヶ所村 福祉課	事後	
平成28年6月29日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に基づき以下の事務を実施している。	児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第百八十三号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に基づき以下の事務を実施している。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者総合支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害者総合支援システム、中間サーバ、宛名システム、番号連携サーバ	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第11号 内閣府総務省令第5号第11条 第9条第1項 別表第一 第14号 内閣府総務省令第5号第14条 第9条第1項 別表第一 第84号 内閣府総務省令第5号第60条	番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第26号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第19条1号 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第79号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第87号 内閣府総務省令第7号第44条1号 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号  【情報照会ができる根拠規定】 別表第二 第25号 内閣府総務省令第7号第18条 別表第二 第108号 内閣府総務省令第7号第55条	【情報提供ができる根拠規定】 別表第二 16項 別表第二省令 第12条 別表第二 26項 別表第二省令 第19条1号 別表第二 27項 別表第二省令 第20条2号 別表第二 53項 別表第二省令 第27条 別表第二 56の2項 別表第二省令 第30条 別表第二 57項 別表第二省令 第31条1、2、4、5、6号 別表第二 87項 別表第二省令 第44条1号  【情報照会ができる根拠規定】 別表第二 25項 別表第二省令 第18条 別表第二 108項 別表第二省令 第55条	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 田中幸雄	課長 尾ヶ瀬 一成	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成29年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 尾ヶ瀬 一成	福祉課長	事後	
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
平成30年6月22日	IVリスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二		
令和4年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和6年8月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、14、34、47、84の項	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 番号法第9条第1項 別表の9、20、21、22、51、67、117の項	事後	
令和6年8月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二 16項 別表第二省令 第12条 別表第二 26項 別表第二省令 第19条1号 別表第二 27項 別表第二省令 第20条2号 別表第二 53項 別表第二省令 第27条 別表第二 56の2項 別表第二省令 第30条 別表第二 57項 別表第二省令 第31条1、2、4、5、6号 別表第二 87項 別表第二省令 第44条1号 【情報照会ができる根拠規定】 別表第二 25項 別表第二省令 第18条 別表第二 108項 別表第二省令 第55条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【情報提供ができる根拠規定】 1. 番号法第19条第8号に基づく利用個人情報の提供に関する命令第2条の表 20、41、42、48、75、80、81、125、144の項	事後	
令和6年8月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年8月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	